

# 社会福祉法人綾町社会福祉協議会評議員及び役員の報酬 並びに費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人綾町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 評議員等の報酬の額は、別表1のとおりとする。ただし、報酬日額の適用を受ける評議員等については、1日の会議等が4時間以内のときは、報酬日額の2分の1を支給する。

2 会長の報酬は、月額とする。ただし、月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬は、当該日を含めた日割計算により支給する。

## (重複給付の禁止)

第3条 公務常勤の者が、この規程の適用を受ける評議員等の職を兼ねるときは、その兼ねる評議員等として受けるべき報酬は、支給しない。

## (費用弁償)

第4条 評議員等が、業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、評議員等に支給する旅費については、綾町条例に定める職員等の旅費支給基準を準用するものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

4 会長の報酬の支給日は、毎月21日（当日が休日又は土曜日であるときは直前の休日又は土曜日でない日）とする。

## (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

別表1(第2条関係)

報酬

職名	報酬額
会長	月額 50,000円
評議員	日額 6,200円
理事	日額 6,200円
監事	日額 6,200円

別表2(第4条関係)

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃	実費	
	県内	県外
日当 (1日につき)	1,000円	2,000円
宿泊料 (1夜につき)	9,000円	12,000円
食卓料 (1夜につき)	1,500円	